市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所		日程	₩	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			受付時間	相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	下保谷福祉会館	1月31日金	【柳沢公民館およびひばりが丘公民館】	0	0	_	0
	柳沢公民館	2月 3日(月)	午前9時30分~11時30分 午後1時~3時30分			-	0
	新町福祉会館	4日(火)			0	-	0
	芝久保公民館	5⊟(水)	【上記以外の会場】 午前9時30分~午後1時30分			_	
	ひばりが丘公民館	6⊟休)				-	0
			※正午~午後1時も開設				
	住吉会館ルピナス	7日金	※全ての会場において、 午前9時までは入場できませんので ご注意ください。	0	0	_	0
田無庁舎2階展示コーナー		2月17日(月) ~3月16日(月)	午前9時~午後4時 ※2月21・28日(金は、 夜間窓口(午後6時~8時)も開設	0	0	0	0
保谷庁舎 1 階臨時窓口		2月10日(月) ~3月 9日(月)	午前9時~午後4時	0	0	-	0
防災センター		3月10日(火) ~16日(月)		0	0	0	0
防災センター 税理士による無料申告相談会			午前9時30分~午後3時30分 ※正午~午後1時も開設	_	_	0	_

【事前にご確認ください】

〈全般〉

- 仕・旧・祝を除く。
- 「提出のみ」は、税額の計算まで内容が 全て記入済みの申告書をお預かりする ものです。
- ●各窓□の受付時間は、混雑の状況によ り早く締め切る場合があります。
- ●受付初日と受付締切間際は、窓口が大 変混み合います。混雑する時期を避け るなど、ご協力をお願いします。
- 車での来場はご遠慮ください。
- 「税理士による無料申告相談会」以外の 全ての窓口は税務署の職員はおりませ んので複雑な内容については東村山税 務署にご相談ください。

〈所得税の確定申告〉

- ●市でご相談できない申告がありますの で、4面をご確認ください。
- 「税理士による無料申告相談会」は「東村山 税務署からのお知らせ」をご覧ください。
- 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接 税務署への提出(郵送可)にご協力をお 願いします。

東村山税務署からのお知らせ

確定申告は 税務署へ

東村山税務署の申告書作成会場開設は 2月17日月~3月16日月

申告と納税の期限(令和元年分)

所得税および復興特別所得税・贈与税 ……………3 月 16日 例

間東村山税務署

めにお越しください。

〒189-8555東村山市本町1-20-22・ 6042-394-6811

※1月22日似から税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署は ご遠慮ください。

初日と最終週は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください(左記 期間以外に、税務署の申告書作成会場はありませんので、申告書の作成・

受付時間は午前8時30分~午後4時(提出は午後5時まで)になります。 混雑状況により受付を早く締め切る場合がありますので、なるべくお早

日曜窓口

税務署は平日のみ開庁ですが、2月 24日(株)・3月1日(日)に限り、所得税 および復興特別所得税・個人消費税・ 贈与税の申告相談と申告書の受付を行 います。

※国税の領収・納税証明書発行・電話 相談は行いません。

税理士による無料申告相談 ~申告書を作成できます~

小規模納税者の方の所得税および復 興特別所得税・個人消費税、年金受給 者・給与所得者の方の所得税および復 興特別所得税の申告書(土地・建物・ 株式などの譲渡所得がある場合を除 く)を作成して提出できます。

※所得金額が高額な場合や相談内容が 複雑な場合は税務署をご利用ください。 ※申告書などの提出のみの場合は直接 税務署に提出してください(郵送可)。

樹4面「申告の際に必要となるもの」 を参考にしてください。

※混雑時は受付を早く締め切る場合が あります。初日は特に混雑します。 ※車での来場はご遠慮ください。

会場	日程	時間
西東京市 防災センター	2月10日月 ~13日休 ※倪を除く	午前 9時30分 ~午後 3時30分

申告書は国税庁即でパソコンや スマホで作成できます!

国税庁₩の「確定申告書等作成コー ナー」で、ご自宅のパソコンやスマホ・ タブレット端末等から申告書を作成で きます。作成した申告書はプリンタで 印刷(白黒でも可)して郵送で税務署に … 提出することができます(コンビニエン マイナンバーカードとICカード リーダライタを利用する方法(マイナ ンバーカード方式)や、税務署で発行…問い合わせください。 するIDとパスワードを使用する方法

(ID・パスワード方式) で、「e-Tax(電 子申告)]することもできます。

ID・パスワード方式を行うためには、 事前にID・パスワード方式の届出完 了通知の発行が必要となります。

ID・パスワード方式の届出完了通知 については、税務署で職員と対面による 本人確認を行った後に発行しますので、 発行を希望される方は運転免許証など の本人確認書類をお持ちのうえ、お近 くの税務署にお越しください。

また、スマホで見やすい専用画面を ご利用できます。

令和2年からは、2カ所以上の給与 所得がある方、年金収入や副業などの 雑所得がある方などはスマホ専用画面 をご利用できる範囲が広がりました。 さらに、「マイナンバーカード」と「マ イナンバーカード対応のスマホ]をお 持ちの方は、e-Taxで送信できます。 マイナンバーカード対応のスマホなど をお持ちでない方も、ID・パスワード 方式を利用してe-Taxで送信できます。

□申告および納付に関するご質問は税 務署へ

操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・ 作成コーナーヘルプデスク」

1 0570−01−5901(e-コクゼイ)^まで

便利で安心、振替納税を ご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や 納税通知などによる納税のお知らせは 納税をご利用ください。

□令和元年分確定申告書の振替納付日

- ●所得税および復興特別所得税:4月 21日(火)
- ●消費税および地方消費税(個人事業 者): 4月23日(株)

スストアのプリントサービス印刷も可)。 電子納税をご利用になると、自宅やオ フィスなどのインターネットを経由し て納付できます。詳細は上記問へお

今年も申告書には マイナンバーの記載が必要です!

相談のための来署はご遠慮ください)。

平成28年分以降、所得税および復 興特別所得税・消費税および地方消費 税・贈与税の申告書には税務署へ提出 する都度、「マイナンバーの記載」と「本 人確認書類(番号確認書類および身元 確認書類)]の提示または写しの添付が 必要となります。税務署窓□で提出の 際は、番号確認および身元確認に時間 を要しますので、①・②について事前 のご用意をお願いします。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード) ※1枚で「番号確認」と「身元確認」がで きます。
- ②「番号確認書類」+「身元確認書類」 ※②は、①のマイナンバーカードがな い場合の確認方法です。
- ●番号確認書類とは、通知カード・マイ ナンバーの記載のある住民票の写しなど
- ●身元確認書類とは、運転免許証・パ スポート・身体障害者手帳、公的医 療保険の被保険者証など
- ※郵送にて申告書を提出する際は、① の写し(両面)または②の写しを添付

医療費控除を受けるための 手続きが変わります

平成29年分の確定申告から、医療 費控除を受ける際に、領収書の提出が 不要となる代わりに「医療費控除の明 細書」の添付が必要となります。

明細書の作成時には、①医療を受け 行っていません。納付には便利な振替した人、②病院・薬局ごとに医療費を合

計して記載します(明細書を含め、医 療費控除の申告は国税庁₩からでき ます)。また、医療費の領収書は自宅 で5年間保存する必要があります(税 務署の求めにより、提示または提出)。 ※平成29~令和元年分の申告は、医 療費の領収書の添付または提示でも可

「年金申告不要制度について」

公的年金などの収入金額の合計額が 400万円以下であり、かつ、その公的 年金等の全部が源泉徴収の対象となっ ている場合において、公的年金等に係 る雑所得以外の所得金額が20万円以 下である場合には、所得税および復興 特別所得税の確定申告は必要ありませ ん。ただし、所得税の還付を受けるに は確定申告が必要です。

※所得税などの申告が必要ない場合で も、住民税の申告が必要な場合あり

復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25年分~令和19年分までの各 年分は、復興特別所得税を所得税と併 せて申告・納付が必要です(還付申告 でも計算が必要)。

復興特別所得税の額は、各年分の基 準所得税額(原則その年分の所得税額) に2.1%の税率を乗じて計算した金額で す。また、平成25年1月1日~令和19年 12月31日に生ずる所得について、源泉 所得税が徴収されている場合には、復興 特別所得税が併せて徴収されています。

(QRコニドを利用じたコジビ=納付手続き

QRコードを利用した国税のコン ビニ納付が可能となりました。

ご自身のパソコンやスマホを使っ て、国税庁冊内の「確定申告書等作 成コーナー」または「コンビニ納付用 QRコード作成専用画面]から[QR コード」を作成することにより納付 できます。

□利用可能なコンビニ

- ●Loppi設置店舗…ローソン・ナ チュラルローソン・ミニストップ
- ●Famiポート設置店舗…ファミ リーマート

※納付できる金額は30万円以下と なります。

※詳細は国税庁冊・上記問へお問 い合わせください。